

陸上自衛隊 高等工科学校生徒募集のお知らせ

- 《受付期間》 平成26年11月1日(土)から平成27年1月9日(金)まで(締切日必着)
- 《募集人員》 約260名
- 《応募資格》 平成27年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業者(平成27年3月卒業見込みの者を含む。)
- 《第1次試験》 試験期日:平成27年1月24日(土) 試験場:海上自衛隊大湊地方總監部
第1次試験合格発表:平成27年1月30日(金)
- 《第2次試験》 試験期日:平成27年2月5日(木)から8日(日)までの間の指定する1日
試験場:第1次試験合格通知でお知らせします。

＜問合せ・申込先＞自衛隊青森地方協力本部むつ地域事務所 (Tel0175-22-7484)

軽油引取税と不正軽油について

下北地域県民局県税部からお知らせ

軽油引取税とは、バスやトラック等の燃料である軽油の引取り(購入など)に対して、1リットルにつき32円10銭が課税される県の税金です。

不正軽油とは、県知事の承認を受けずに、軽油に主に灯油や重油を混ぜて、軽油と偽り製造、販売及び使用されているものです。

この不正軽油の製造、販売及び使用することは法律で禁じられている脱税行為であり、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。

不正軽油を製造、販売及び使用すると、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられるほか、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などもすべて罰せられます。

次のような不正軽油に関する情報がありましたら、下北地域県民局県税部までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- 著しく廉価な軽油を売り込みに来た。
- 自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

不正軽油の撲滅にご理解・ご協力をお願いします。

＜問合せ先＞ 下北地域県民局県税部課税課 22-8581 (内線207)

あなたも参加 わたしもうります “交通安全”

平成26年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成26年8月31日現在

	8月中	年間累計	年齢別 夜間の死者 歩行者の死者 飲酒運転による死者 自動車乗車中の死者 非着用死者	死者の状況	
				状態別	シフトベルト
発生	331件 (-98)	2,660件 (-592)	高齢者の死者 (65歳以上の人)	17人 (+1)	
死者	2人 (-1)	28人 (+2)	夜間の死者	13人 (+2)	
			歩行者の死者	13人 (+5)	
			飲酒運転による死者	2人 (-2)	
			自動車乗車中の死者	8人 (-4)	
傷者	435人 (-118)	3,291人 (-702)	非着用死者	5人 (+1)	

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

交通安全視聴覚教材貸出のお知らせ

交通安全視聴覚教材(ビデオ、DVD)を無料で貸出しています。学校、職場、地域での交通安全教室等にお気軽にご利用ください。

申込先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1(県庁舎北棟7階) 青森県環境生活部県民生活文化課 交通・地域安全グループ
TEL (直通)017-734-9232 (代表)017-722-1111(内線6419)

利用方法

- 直接来庁し、借用申込みする場合 →教材はその場でお渡しいたします。
- 電話等で借用申込みする場合 →教材は後日来庁の際にお渡しいたします。または、宅配便でお送りすることもできます。 **宅配料金は着払いで、申込者の負担となります。教材を返却する場合の宅配料金等についても、申込者の負担となります。**

ビデオは約50本、DVDは45本を貸出しています(一部状態等により貸出できないものもあります)。視聴覚教材のリストは青森県庁ホームページからご覧いただけます。青森県庁ホームページ 交通安全教材の貸出について

青森県交通安全教材貸出 検索

http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/koutu_anzen_kyouzai.html